

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：34427

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520884

研究課題名(和文) 前近代中国における官僚社会史の史料学的研究

研究課題名(英文) Primary source-driven Research on the Social History of Institutions in Early Modern China

研究代表者

伍躍(Wu, Yue)

大阪経済法科大学・法学部・教授

研究者番号：60351681

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、これまでほとんど利用されなかった官僚の履歴、家庭構成などを収録した清代の「同官録」を使って、前近代中国社会における官僚の出身資格およびその家庭状況を把握し、官僚たちを取り巻く社会環境および官僚の登用や昇進などを含む人間の社会移動の実態を明らかにすることにある。

この研究を通じて、『清代同官録簡目』を作成したほか、同官録の起源および同官録がもつ縦と横という二つの側面から、省もしくは官署を単位とした人事秩序の安定化に寄与しようとする機能を明らかにするとともに、現職の官僚を含む清末の人々が身分を向上させるために、科挙制度と捐納制度を利用した実態を数値的に説明することができた。

研究成果の概要(英文)：My project explores the qualifications of officials and their family backgrounds with an eye to clarifying the social environment in which officials operated and in which their appointments and promotions were made. It draws primarily from a previously untapped historical source, the Tongguanlu [Register of Officials], which records information on the previous posts and the composition of family members of officials serving in the same province or same governmental agency.

In addition to shedding light on the how the Register was compiled, the project also shows how government superiors used the Register to manage their subordinates, while subordinates used it to heighten a sense of connection among themselves. The Register was compiled in the hope that it would stabilize personnel relations within particular government offices. The project demonstrates through numerical evidence that people during the late Qing period, used the system of purchased degrees to advance their social status.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：国際情報交換 東洋史 中国史 科挙 官僚 社会史 捐納 同官録

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者はかつて二度にわたって科学研究費補助金の交付を受けて、前近代中国社会における捐納制度の基本構造、それを生み出した政治的・経済的・社会的・文化的諸要因、およびそれが前近代中国社会に与えた影響について研究し、主に以下のことを明らかにすることができた

第一に、捐納制度が科挙制度を大きく支えたことである。従来の研究は、学力による出身資格を得る科挙制度と財力による出身資格を得る捐納制度を対立したものととらえ、庶民たちがもっぱら勉強してそれぞれの試験に合格し、かくして栄光ある「正途」の出身資格を獲得できたことを論じてきた。これに対し、研究代表者は捐納制度の基本構造を研究することを通して、明代の中期以後、「雑途」の捐納を利用して「正途」の出身を得るルートが存在したことを指摘した。この意味で、前近代中国の捐納制度は、科挙制度を機能させるための存在であったと考えられる。

第二に、捐納制度が科挙と並ぶ社会移動の道具として、重要な役割を果たしたことである。科挙は官僚になるための道具であったが、その出身資格をいったん獲得してしまえば、それ以後の昇進とは全く無関係ではなかったものの、その道具としての役割は基本的に終わってしまった。これに対して、捐納は異なる。前近代中国の人々にとって捐納とは、官僚になるための出身資格、および官僚としての昇進資格を得る手段であった。要するに、捐納は、人々が官僚となりその世界に生き続ける限り、ずっと使える社会移動 (social mobility) の道具であったといえる。

上記の研究成果を収録した拙著・『中国の捐納制度と社会』は、平成 22 年度研究成果公開促進費の交付を受けて、京都大学学術出版会より刊行された。

上記の研究成果は、制度設計の解明をもとに、官僚を含む社会の構成員が自らの社会地位を向上させるために、社会移動の道具として捐納制度などをどのように利用していたのかについて明らかにしようとするものである。こうした研究成果を踏まえて、研究代表者は実際に捐納制度を利用して出身資格を得た官僚とその親族の実態を明らかにしたうえで、社会の構成員に対し捐納制度が提供していた社会移動の可能性の大きさを数値的に説明することにチャレンジした。研究代表者は、官僚になるために、または官僚になってさらに昇進をはかるために、捐納制度を利用した者とその親族の実態を説明することを通して、官僚たちを取り巻く前近代伝統中国社会の身分変化と社会移動の状況を明らかにしたいのである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、これまでほとんど利用さ

れていない前近代中国の官僚の個人履歴集である「同官録」を収集して目録を作成し、その内容をデータベース化することを通じて、前近代中国社会における官僚社会の実態、とりわけ官僚の出身資格およびその家庭状況を把握し、官僚たちを取り巻く社会環境および官僚の登用や昇進などを含む人間の社会移動の実態を明らかにすることである。

「同官録」とは、任官地 (省) 勤務先 (官庁) 等ごとに編纂刊行した官僚名簿である。その内容は、官僚本人の姓名・字号・本籍、官僚になるまでに取得した各種資格、官僚としての登用および昇進の経緯、受けた処分と褒賞などから、その官僚本人の尊属三代の官職と資格、子孫姻戚の官職と資格、および妻妾の人数などに至るまでの、さまざまな個人情報が含まれている。要するに、それは、官僚制度の資料でありながら、社会史・家族史・人口史などの資料でもある。この意味で、「同官録」は前近代中国の官僚社会史、および家族史・人口史などの研究に利用されうる資料の宝庫であると考えられる。同官録に着目した理由は、まさにここにある。

## 3. 研究の方法

第一、主要な図書館に赴き、「同官録」の所蔵状況を調査し、代表的なものを複写して収集すること。日本国内所蔵の「同官録」が極端に少ない。研究代表者は、かつて「全国漢籍データベース」を利用して検索したところ、日本国内所蔵の同官録は清朝末年のものを中心にわずか 16 点しかない、ということがわかった。このような史料状況では、より全面的にこの史料群を把握することを通して官僚たちの実態を明らかにすることは難しい。この状況を踏まえて、研究代表者は、国立国会図書館、東京大学東洋文化研究所・京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センターが所蔵する代表的な「同官録」を収集するほか、書誌情報をもとに中国の代表的図書館 (中国国家図書館・北京大学図書館・上海図書館など) に赴き、現物を確認して代表的な「同官録」を収集する。

第二、収集した「同官録」に対する書誌学や史料学の分析を行い、この資料群の特性を研究すること。

第三、資料の解析整理を行い、官僚個人の出身資格と昇進資格の取得経緯、およびその家族構成と姻戚関係に重点を置きながら、必要なデータを抽出し、分類して整理すること。

第四、世界主要図書館における「同官録」の所蔵目録を作成する。

## 4. 研究成果

平成 23 年度から 25 年度に至るまで、研究代表者は、調査収集した資料をもとに研究を行い、主に以下の成果を得た。

(1) 「同官録」の起源。その前身となるものについては、少なくとも秦の始皇帝によ

る中国統一以前に遡ることができる。春秋時代ですでに一定の発展を遂げた伝統中国の官僚制度は、官僚の人事管理を行う際に簿冊のようなものが使用される可能性は非常に高いと考えられる。たとえば、司馬遷の『史記』に記載されている中国統一以前の秦国の「宦籍」というのがその代表的なものである。1993年、中国江蘇省の尹湾で発見された簡牘のなかに、前漢王朝成帝年間(BC32-8)に形成したとされる「東海郡吏員簿」、「東海郡下轄長吏名籍」、「東海郡下轄長吏不在署・未到官名籍」、「東海郡属吏設置簿」などが、これまで中国で発見されたもっとも古い官僚名簿である。

(2)「同官録」の役割。第一の役割は、外補制のもとで各地の督撫が官僚人事を行う際に、それを利用して部下の状況を知ることによって、「縦」の人事秩序を構築することができるのである。第二の役割は、同僚のほかに同年や同郷などの情報を知ることにより、「信・誠・義・礼・和」をもって「寅誼」を深め、「横」の人間関係を構築することを通して、自律的な官僚社会を形成させようとする、というところにある。要するに、同官録というものは、ただの官僚名簿ではなく、それが縦と横という二つの側面から、省もしくは官署を単位とした人事ピラミッドの秩序を安定させる機能を持っている。

(3)所蔵目録の作成。研究代表者は、日本国内をはじめ、中国や欧米の主要図書館の書誌資料をもとに、同官録の所蔵状況を調査した。その結果、計183種類の同官録の所蔵を確認することができた。そのうちの代表的なもの、たとえば『川省爵秩全函』(東京大学東洋文化研究所蔵書)、中国北京大学が所蔵する清道光年間『中州同官録』、中国上海図書館所蔵『湖北簡明官冊』などを現物と照合した。こうした調査の結果をもとに作成した「清代同官録簡目」が、まもなく刊行される予定である。先にも述べたこれまで知られている日本国内の所蔵状況(16点)からすれば、飛躍的な成果であるとも言えよう。さらに、研究代表者、地域別や時代別を基準に、代表的な同官録を約30点収集した。

(4)官僚履歴資料の分析。清末江南地方の代表的な同官録に収録している官僚履歴を抽出し、分析を行った。たとえば、光緒六年(1880)の『江蘇同官録』に掲載する435名の地方官僚の履歴を試験的に分析した結果、約8割に当たる345名の官僚は、任官資格あるいは昇進資格の取得に際して捐納を利用したことがわかった。この数値は、近藤秀樹が「爵秩全覧」や「縉紳録」を分析して得たほぼ同じ時期の4割強という数値をはるかに上回り、何炳棣による研究の結果を再確認したものである。このほか、『浙江蘇郡同官録』に収録する119名の蘇州出身官僚の履歴資料を利用して、社会移動の手段を分析した。それによれば、尊属三代(曾祖父・祖

父・父)にいかなる正途の出身資格(生員、挙人)を持たない者が82名いて、率にして68.91%にのぼることがわかった。しかも、彼らが出身資格を得た際に利用したのは、科挙ではなく、捐納であった。この数値を通して、捐納制度が非常に有力な社会移動道具であったことがわかった。

(5)明末人材の地理分布。同官録の編纂と刊行は、ほとんど清代中期以降で行われた。官僚出身資格の比較研究の観点から、上記の(4)と関連して、明末に編纂された『分省撫按縉紳便覧』に収録している崇禎十五年(1642)の知州知県の出身資格を分析した。その結果、以下の数値を得ることができた。

No	直名	州縣数	知州知県	%	進士	%	舉人	%	貢生等	%
1	北直	129	126	100	41	32.53	57	45.23	28	19.84
2	南直	113	112	100	51	45.53	43	38.39	18	16.07
3	山東	104	102	100	28	27.45	58	56.88	16	15.68
4	山西	97	97	100	18	18.55	36	37.11	43	44.32
5	河南	108	107	100	18	16.82	60	56.07	29	27.10
6	陝西	117	113	100	28	24.77	28	24.77	57	50.44
7	浙江	76	75	100	31	41.33	32	42.66	12	16.00
8	江西	78	78	100	22	28.20	41	52.56	15	19.23
9	四川	133	133	100	23	17.29	66	49.62	44	33.08
10	湖広	126	124	100	19	15.32	63	50.80	42	33.87
11	福建	58	58	100	26	44.82	23	39.65	9	15.51
12	広東	84	83	100	23	27.71	37	44.57	23	27.71
13	広西	66	60	100	5	8.33	23	38.33	32	53.33
14	雲南	62	60	100	1	1.66	23	38.33	36	60.00
15	貴州	22	20	100	1	5.00	6	30.00	13	65.00
合計		1,373	1,348	100	335	24.85	596	44.21	417	30.93

これによって、出身資格の観点から見れば、明末の知州知県を構成する最大なグループは挙人で、その次は貢生と進士であったことが分かった。また、地域によっては、貢生出身者が圧倒的に多い省の存在も分かった。要するに、清末の捐納出身者および捐納利用者の多い知州知県に比べて、明末の知州知県を務めるのは基本的に科目出身者であることが分かった。

本研究が申請する段階で「具体的に明らかにすべき問題」としてあげたのは、世界主要図書館が所蔵する同官録所蔵目録を作成すること、時代別と地域別などの要素を勘案して代表的な同官録を収集すること、および同官録から官僚個人の履歴情報など抽出し将来、より完備した前近代中国官僚個人情報データベースを世界では先駆的に構築することも視野に入れて、とりあえず初歩的なデータベースを作成すること、である。以上で述べた過去3年間にわたり研究をして得られた主要な成果からすれば、上記のと

をほぼ達成することができたと言えよう。については、その初歩的なデータベースを完成したとは言えないものの、山東省、江蘇省や浙江省などの沿海地域を中心に、清末の官僚履歴の抽出と分類がすでに完了したため、そのデータベースの骨格を構築することがほぼできたと考えられる。今後、それをもとに調査収集した「同官録」を利用して、とりあえず沿海地域の重要地域の官僚履歴を収録するデータベースの作成に向けて、引き続き研究作業を行いたい。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計9件)

伍躍、高麗使臣鄭夢周の南京之行—朱元璋時代外交の一個側面、明史研究論叢、査読有、9巻、2011年、31-49

伍躍、明代の巡検司 福建の「沿海巡司」を中心に、大阪経済法科大学論集、査読有、100号、2011年、1-52

伍躍、帝制晩期江南出身官僚の一個側面—以『浙江蘇郡同官録』為中心、江海学刊、査読有、2012年1号、22-34

伍躍、捐納制度研究の回顧與思考、明清論叢、査読有、12巻、2012年、47-74

伍躍、必也使有訟乎 巴県档案所見清末四川州県司法環境の一個側面、中国古代法律文献研究、査読有、7巻、2013年、380-410

伍躍、清代の同官録について(附録:清代同官録簡目)、大阪経済法科大学法学論集、73号、2014年、95-123

伍躍、明末州県官僚の地理分布 『分省撫按縉紳便覧』跋、明史研究論叢、査読有、12巻、2014年、掲載決定

[学会発表](計4件)

伍躍、帝制晩期江南出身官僚の一個側面、International Symposium of The Historical Evolution of Jiangnan Regional Culture、2011年9月3日、中国・南京市

伍躍、中国明清時代公文書の諸問題 地方官庁公文書を例に、古文書研究会、2012年8月5日、奈良大学

[図書](計3件)

伍躍、中国的捐納制度與社会、江蘇人民出版社、2012年、630

伍躍、他、輿地・考古與史学新説(主編:榮新江)、中華書局、2012年、174-198

伍躍、他、江南地域文化的歴史演進文集(主編:范金民・胡阿祥)、生活・讀書・新知三聯書店、2013年、634-652

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称:  
発明者:

権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

[その他]  
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

伍躍 (Wu Yue)  
大阪経済法科大学・法学部・教授  
研究者番号:60351681

(2)研究分担者

( )

研究者番号:

(3)連携研究者

( )

研究者番号: